

川崎市産業廃棄物処理指導計画(概要版)

令和4(2022)年度 ~ 令和7(2025)年度

川崎市では、産業廃棄物の3R及び適正処理を推進し、循環型社会を実現することを目指して、産業廃棄物行政の方向性や事業者等に対する指導方針を明らかにした「川崎市産業廃棄物処理指導計画」(第1次~6次)を策定して産業廃棄物施策を推進してきました。その結果、産業廃棄物の排出量や最終処分量は長期的には減少傾向にあります。

一方で、今後の産業廃棄物施策に関しては、より一層の3Rや適正処理等の推進に加え、令和32(2050)年の脱炭素社会の実現や、プラスチック資源循環、災害廃棄物対策等への対応が求められています。

こうした社会状況の変化等を踏まえて総合的かつ計画的に産業廃棄物施策を推進していくため、新たな川崎市産業廃棄物処理指導計画を策定しました。



基本理念

脱炭素化を見据えた安全・安心で持続可能な循環型社会の実現



目標

- 目標1** 令和7(2025)年度における排出量2,500千トンを目指します。
- 目標2** 令和7(2025)年度における再生利用率32%を目指します。
- 目標3** 令和7(2025)年度における廃プラスチック類の再生利用率71%を目指します。
- 目標4** 令和7(2025)年度における最終処分量43千トンを目指します。



施策の柱

施策の柱Ⅰ 脱炭素化の推進

温室効果ガス排出量の削減に向けて、プラスチック資源循環等を推進し、令和32(2050)年の脱炭素社会の実現を目指します。

施策の柱Ⅱ 災害・緊急時の廃棄物対策

災害時や緊急時に発生する廃棄物の処理を迅速かつ円滑に行うため、事業者や関係機関等と連携・協働した対策を進めていきます。

施策の柱Ⅲ 3R・適正処理の推進

各種リサイクル法の推進や、適正処理に向けた指導等を充実・強化することで、産業廃棄物の更なる3Rや適正処理を推進します。

施策の柱Ⅳ 環境保全意識の向上

排出事業者、処理業者、市民及び市の各主体間の相互理解を図り、市民や事業者の環境保全意識の向上を図ります。

施策の体系図



基本理念

施策の柱

個別施策

具体的取組

脱炭素化を見据えた安全・安心で持続可能な循環型社会の実現

脱炭素化の推進

プラスチック資源循環の推進

- 廃プラスチック類等の高度リサイクル処理施設の設置促進
- 事業者と連携した使用済みプラスチックのリサイクルの促進
- 排出事業者及び製造事業者等によるプラスチック資源循環等の取組の促進

事業者による脱炭素化の取組の推進

- 廃棄物処理に係るエネルギー利用の高度化の促進
- 脱炭素化に向けた事業者の自主的取組の促進
- 産業廃棄物処理業者を通じたエコ運搬の促進
- 事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度を活用した自主的取組の促進

災害・緊急時の廃棄物対策

災害や感染症等の発生に伴う廃棄物の迅速かつ円滑な処理体制の確保

- 産業廃棄物処理施設を活用した災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理
- 災害廃棄物処理に向けた関係団体等との連携強化
- 感染性廃棄物処理に向けた事業者等との連携強化

災害・緊急時における事業者の廃棄物処理対策の推進

- 災害時等における廃棄物処理業者等の業務継続体制の構築の推進

3R・適正処理の推進

3Rの推進

- 廃棄物自主管理事業を通じた3Rの推進
- 上下水道再生資源の有効利用
- 建設廃棄物の発生抑制及びリサイクルの推進
- 自動車リサイクル法等の各種リサイクル法の推進
- 試験研究を活用した処理技術等の開発促進

適正処理の推進

- 排出事業者指導による適正処理の推進
- 産業廃棄物処理業者に対する指導の推進
- 不法投棄の未然防止及び早期対応に向けた取組の推進
- 広域的な連携による不適正処理等への対応
- 優良産廃処理業者認定制度の普及
- 電子マニフェストの普及促進
- 感染性廃棄物の適正処理の推進
- PCB廃棄物の期限内処理
- 有害使用済機器及び小型充電式電池の適正処理の推進
- 石綿含有廃棄物、水銀廃棄物等の有害な廃棄物の適正処理の推進

環境保全意識の向上

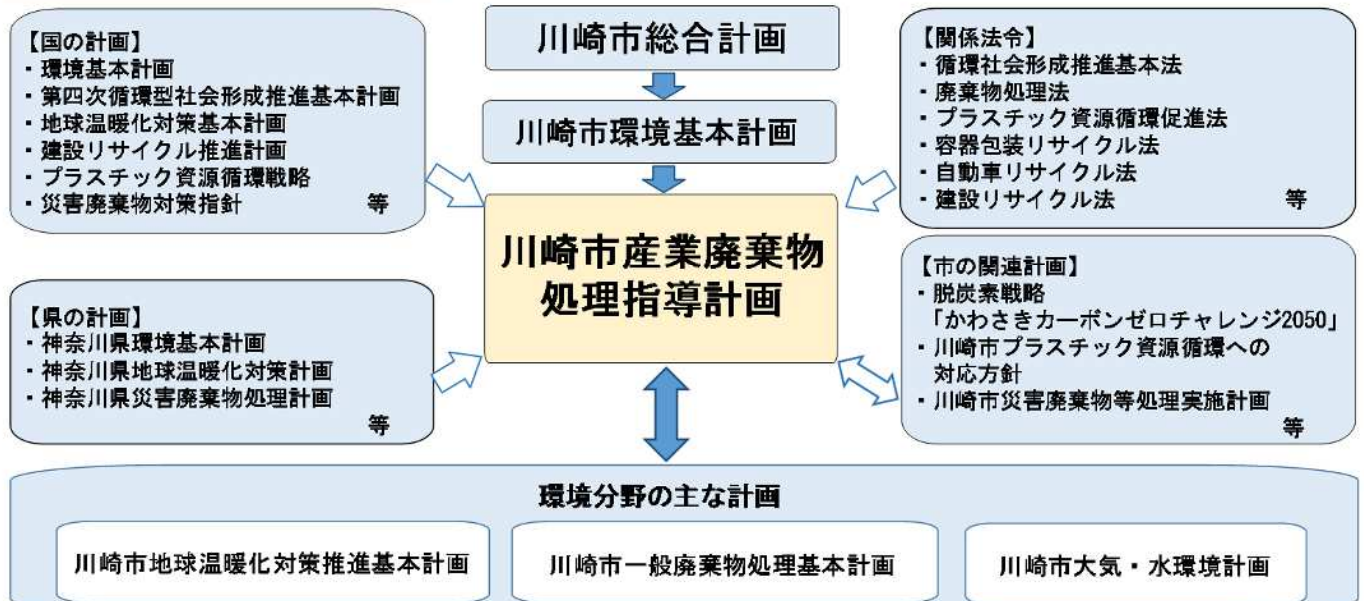
市民の環境保全意識の向上

- 産業廃棄物施策に関する情報発信及び市民参加の推進
- 産業廃棄物に関する事業者と市民の相互理解の促進
- 廃棄物減量指導員等との連携強化

事業者の環境保全意識の向上

- 事業者の環境保全意識の向上に向けた取組の推進

計画の位置付け



計画に取り組む主体とその主な役割

排出事業者

事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する義務があることを認識するとともに、行政の施策に主体的に協力し、脱炭素化を見据えた循環型社会の実現に向けて、3Rの推進や環境保全意識の向上に取り組めます。

産業廃棄物処理業者

排出事業者から処理を委託された廃棄物を適正に処理する義務があることを認識し、行政の施策に主体的に協力するとともに、廃棄物処理に関する専門知識を活かして、排出事業者とともに脱炭素化を見据えた循環型社会の実現に向けて3Rの推進や環境保全意識の向上に取り組めます。

市民

オフィスや学校、飲食店での食事など、様々な場面を通じて産業廃棄物を排出していることを認識した上で、自宅以外の場所でも廃棄物の分別を心掛けるなど、事業者等が実施している取組や環境活動に関心を持ち、積極的に協力するとともに、製品の製造時や廃棄時の環境負荷が低い商品を選択することなどを通じて、事業者の3Rや適正処理の推進を支えていく必要があります。

市

各主体がその役割を最大限果たせるように、市内における産業廃棄物の排出・処理状況を把握し、排出事業者・処理業者に対しては指導、助言を行い、市民に対しては情報発信の強化を行うほか、国及び県も含めた多様な主体と連携して脱炭素化を見据えた安全・安心な循環型社会の実現に向けた施策を推進していく必要があります。

一方、市も産業廃棄物の排出事業者であることから、3Rの推進や適正処理を徹底するとともに、環境に配慮した製品・技術の利用・普及に努めます。

川崎市の産業廃棄物の排出状況

【産業廃棄物の排出状況】

- ・産業廃棄物の排出量及び最終処分量は長期的には減少傾向にあります。【図1】
- ・種類別の内訳は、汚泥の排出量が最も多く64.9%、次いでがれき類13.1%となっています。【図2】
- ・業種別の内訳は、電気・水道業の排出量が最も多く、次いで製造業、建設業の順で、この3業種で98%を占めています。【図3】

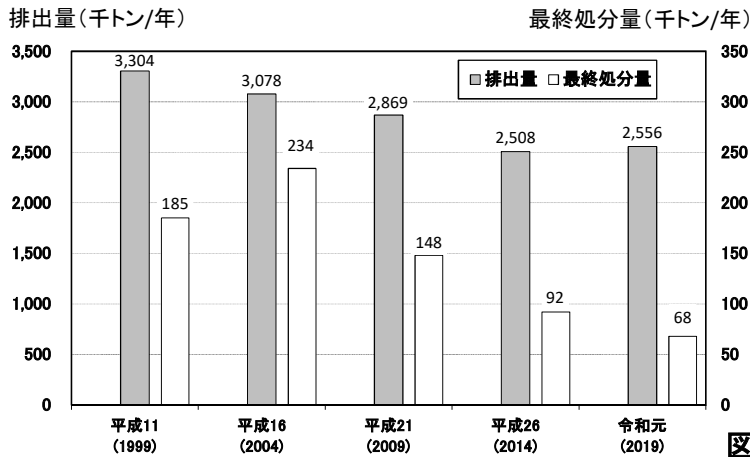


図1 排出量と最終処分量の推移

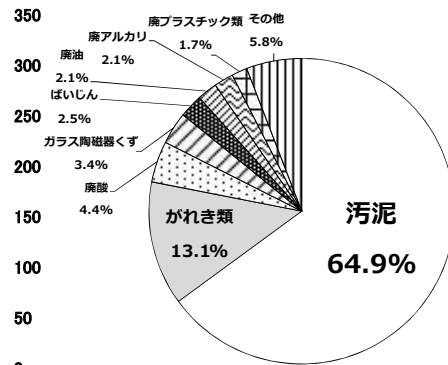


図2 排出量の種類別内訳
(令和元(2019)年度)

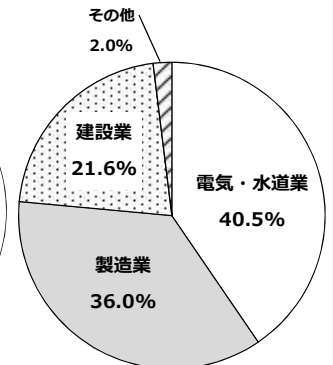
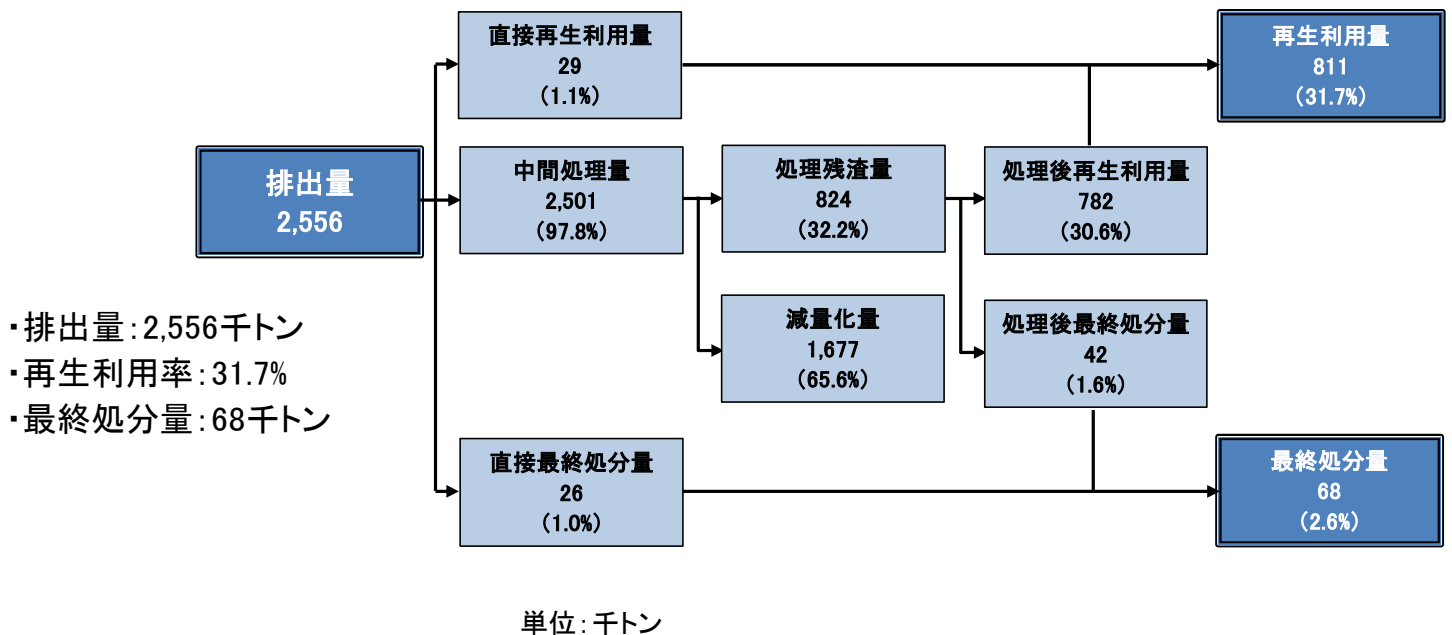


図3 排出量の業種別内訳
(令和元(2019)年度)

【産業廃棄物の排出・処理状況のフロー】 川崎市産業廃棄物実態調査(令和元(2019)年度実績)



- ・排出量: 2,556千トン
- ・再生利用率: 31.7%
- ・最終処分量: 68千トン



川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課

川崎市川崎区宮本町1

TEL 044-200-2596

FAX 044-200-3923

E-mail 30haiki@city.kawasaki.jp

令和4(2022)年3月発行